



《 4 》 年代を問わず利用できる支援

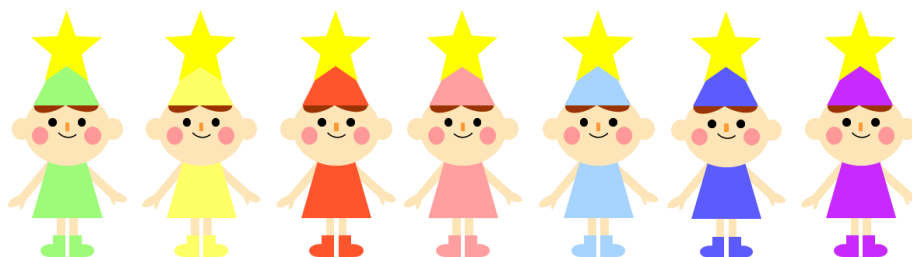


(1) 相談機関

30	明石市立発達支援センター	66
31	あかし保健所 相談支援課	67
	❖ こころのケア相談	
	❖ ひきこもり相談	
32	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター ほっと	69
33	地域総合支援センター	70
34	ひょうご発達障害者支援センター クローバー	71

(2) その他

35	あかしユニバーサル歯科診療所	73
----	----------------	----





30 明石市立発達支援センター

所在地：明石市相生町2丁目5-15 市役所北庁舎2階

電話：078-918-5841 FAX：078-918-5843



個別相談（当事者・保護者の方向け）



担当相談員が来所による個別相談に対応します。予約制になりますので、当センターまでご連絡ください。東二見にあるふれあいプラザあかし西での出張相談を行っていますので担当者と相談してください。また、必要に応じて訪問相談も行います。

※ 当センターでは、療育や発達障害の診断や発達検査等はありません。

- 主な相談内容

日常生活（生活リズム、身辺処理、コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのことなど）に関わる様々な相談支援。また、関係機関等の紹介や情報提供。

- 対象

明石市にお住まいの発達障害のある方とそのご家族、発達障害の方を支援している関係機関の方。 ※ 診断の有無は問いません。

- 日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時

相談時間は1回あたり、1時間をめどにしています。

- 料金

無料

その他の事業



- ① 学校・園・関係機関への訪問相談（支援者の方向け）

発達に困り感を抱える方への対応に関して、教師や支援者等からの依頼に応じて、相談をお受けします。必要に応じて訪問相談も行います。ご希望の場合はご連絡ください。

- ② 支援冊子の発行

「サポートノートかけはし」、「サポートノートかけはし - スタート版 -」、「療育・就労支援ガイドブック（当冊子）」を発行しています。冊子はホームページからダウンロードができます。

- ③ 啓発活動と研修

発達障害に関する理解や支援の方法を広めるために、研修・講座を行っています。

明石市在住または在勤の方に、発達障害に関する図書の閲覧や貸し出しを行っています。

- ④ 関係機関と連携

市内の相談機関、療育機関、就労機関、医療機関等と連携しながら支援を検討します。診断・診療機能を有する兵庫県立こども発達支援センターの受診に関して、市の代表窓口として連携を図り、発達障害のある子どもの支援の充実を目指しています。

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





31 あかし保健所 相談支援課

所在地：明石市大久保町ゆりのき通1丁目4番地の7

電話：078-918-5669 FAX：078-918-5440



こころのケア相談



● 実施内容

悩みをひとりで抱え込んでしまうと、前向きに考えられなくなったり、解決の方法が思い浮かばず気持ちが沈み、ひどくなると、「うつ」状態になることがあります。

そういったこころの悩みでお困りの方及びその家族の方を対象に、専門職による面接相談も実施しています。（要予約）

ご希望の方は、「こころの相談ダイヤル」にご連絡ください。

受付時間：月曜日から金曜日（土日・祝日除く）8時55分～17時40分

電話番号：078-918-5401

ひきこもり相談



2022年4月より、「明石市ひきこもり相談センター」が、あかし保健所相談支援課内に設置されています。

明石市ひきこもり相談センターでは、ひきこもり状態の本人・家族からの相談に応じるとともに、当事者会・家族教室の実施、当事者の居場所づくり、出前講座、支援関係機関ネットワーク構築、啓発等を行っています。

● 対象

明石市にお住まいのひきこもり状態にあるご本人とご家族

● 受付時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）午前8時55分から午後5時40分まで

ひきこもり専門相談ダイヤル 078-918-5659

※ メール相談（ひきこもり専門Web相談）も可能です。

● 相談対応職員

精神保健福祉士、保健師など

● 相談内容（下記のような相談をお受けしています。）

<ご本人>

「なんとかしなければと思うが、どうしたらよいかわからない。」

「人に会うのは怖いけど相談してみたい。」

「家族との関係がしんどい。」

「働きたいが、年齢や体調、経験不足がネックで自信がない。」

<ご家族>

「本人が仕事や学校を辞めてから、あまり家から出なくなってしまって心配。」

「きょうだいの実家の親と暮らしているが、ひきこもり状態のようだ。」

「ひきこもり状態が長く続いており最近では会話もない、何をしているかわからない。」

「本人から暴言や暴力があり困っている、つらい。」

「とにかく将来が不安だ。」

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





32 明石市基幹相談支援センター 兼障害者虐待防止センターほっと

所在地：明石市貴崎1丁目5番13号

明石市立総合福祉センター1階「総合相談窓口」

電話：078-924-9155 FAX：078-924-9134

障害者の虐待に関する通報：078-924-9156（24時間受付）

運営：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会



● 業務内容

（１）基幹相談支援センター

- ① 障がい者やその家族からの総合的な相談及び対応
- ② 地域の相談支援事業者間の調整及び支援
- ③ 障がい者の権利擁護

（２）障害者虐待防止センター

- ① 養護者等による障がい者虐待に関する通報及び届出の受理
- ② 養護者による障がい者虐待の防止及び虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言
- ③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報及び啓発

● 日時

月曜～金曜日：午前8時55分～午後5時40分（土日祝及び年末年始は休みです。）

ただし、障がい者への虐待に関する通報は24時間受付（078-924-9156）

● 虐待の種類

・ 養護者による障害者虐待

身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等からの虐待。同居していなくても、現に身辺の世話をしている知人等からの虐待も含まれます。

・ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者からの虐待。

・ 使用者による障害者虐待

「障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為する者」からの虐待。

● 虐待の具体例

- ・ 身体的虐待／暴力・不当な身体拘束、過剰な投薬
- ・ 性的虐待／わいせつな行為をする・させる・見せる
- ・ 心理的虐待／暴言・無視・侮辱的態度によって精神的苦痛を与える
- ・ ネグレクト（放棄・放任）／減食、放置、介護、世話の放棄、病院に行かせない、擁護しない
- ・ 経済的虐待／年金や賃金の搾取、勝手な運用、不当な制限、不利な取引

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





33 地域総合支援センター

問い合わせ先：明石市福祉局地域共生社会室地域総合支援担当

所在地：明石市中崎1丁目5番1号（市役所 本庁舎1階）

電 話：078-918-5289 FAX：078-918-5049

運 営：社会福祉法人 明石市社会福祉協議会



● 事業概要

誰もが安心して暮らせるやさしい社会の実現に向けて、高齢者や障害者、子どもなど、生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う市内6か所の「地域総合支援センター」を設置しています。

センターでは、保健師や社会福祉士等の専門職が複合的な課題をたらい回しにせず、早期発見・早期対応、個々のニーズに寄り添う支援など、地域の支援拠点として、また、市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。

● 実施内容

- 生活のしづらさを抱える人やその家族からの相談を受け、必要な支援を行います。
- 高齢者の通いの場づくりなどの介護予防の取組を応援します。
- 要支援の認定を受けた人等に対する介護予防サービスの調整を行います。
- 高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進等の権利擁護を図ります。
- 地域住民同士の支え合い体制の構築を図ります。

担 当 地 区	名 称	所 在 地 ・ T E L
朝霧・大蔵中学校区	あさぎり・おおくら 総合支援センター	松が丘5丁目7-22 あさぎり福祉センター内 TEL 915-0091 FAX 915-0092
錦城・衣川中学校区	きんじょう・きぬがわ 総合支援センター	相生町2丁目5-15 市役所北庁舎（旧保健センター）1階 TEL 915-2631 FAX 915-2632
望海・野々池中学校区	にしあかし 総合支援センター	貴崎1丁目5-13 総合福祉センター1階 TEL 924-9113 FAX 925-2799
大久保・大久保北・ 江井島・高丘中学校区	おおくぼ 総合支援センター	大久保町八木 743-33 夜間休日応急診療所2階 TEL 934-8986 FAX 934-8987
魚住東・魚住中学校区	うおずみ 総合支援センター	魚住町西岡 500-1 魚住市民センター2階 TEL 948-5081 FAX 948-5082
二見中学校区	ふたみ 総合支援センター	二見町東二見 1836-1 ふれあいプラザあかし西1階 TEL 945-3170 FAX 945-3171

開所時間：月曜日～金曜日 午前8時55分～午後5時40分（祝日・年末年始を除く）

夜間・休日の緊急相談専用電話：078-924-4567



34 ひょうご発達障害者支援センター クローバー

所在地：高砂市北浜町北脇519

電話：079-254-3601(直通) FAX：079-254-3403

運営：社会福祉法人 あかりの家



市町発達障害相談窓口でのご相談が難しい場合に、ひょうご発達障害者支援センターで相談を行っています。

● 相談方法

外来・電話・Eメール・FAX・訪問等の相談に応じます。

(予約制：電話相談30分、外来相談60分)。

● 対象者

自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群、LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)などの発達障害をもつご本人、ご家族、関係施設・関係機関のスタッフなど。

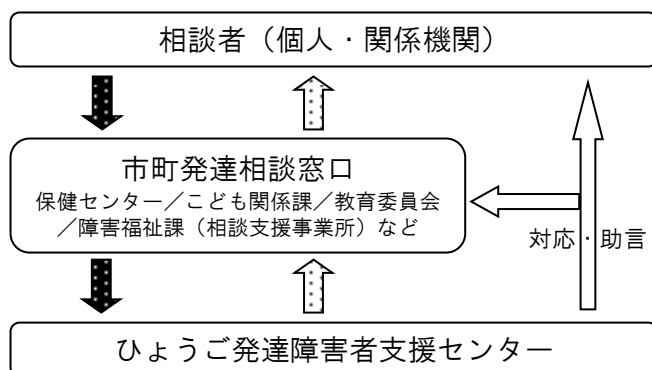
対象となる方の年齢は問いません。

● 手続き

一次的な相談支援は市町で担いますので、初回の相談は基本的に市町発達障害相談窓口で相談ください。詳細は下図をご参照ください。

● 費用

無料



- ① 相談者より市町発達障害相談窓口において相談を受け付けます
- ② 市町発達障害相談窓口でひょうご発達障害者支援センターでの相談を希望される場合、市町発達障害相談窓口がひょうご発達障害者支援センターまで相談票を送付し調整の上、相談、支援を行います。
- ③ 福祉サービスのコーディネート等の相談は原則市町発達障害相談窓口で実施し、ひょうご発達障害者支援センターはより専門的な対応助言を行います。

(発達障害相談窓口)

	0歳から 就学まで	就学から 15歳まで (義務教育終了迄)	16歳から 18歳まで (義務教育終了後)	19歳以上
● 明石市立発達支援センター 078-918-5841 (66ページ)	★	★	★	★
● こども健康センター(こども健康課) 078-918-5656 (8ページ)	★	—	—	—

	0歳から 就学まで	就学から 15歳まで (義務教育終了迄)	16歳から 18歳まで (義務教育終了後)	19歳以上
● 明石市立明石養護学校 (市内学校園在籍の児童生徒に限る) 078-918-5935 (29ページ)	★	★	—	—
● 明石こどもセンター 078-918-5097 (9ページ)	★	★	★	—
● 明石市基幹相談支援センター 078-924-9155 (69ページ)	—	★	★	★
● 明石市障害者就労・ 生活支援センター あくと 078-915-0621 (56ページ)	—	—	★	★

相談支援



● 実施内容

発達障害児（者）等を理解するための相談支援を行います。

- ① 日常生活（生活リズム、身辺処理、コミュニケーション、行動上のこと、学校や職場でのこと等）のさまざまな相談に応じます。
- ② 福祉制度の利用のしかたや関係施設・関係機関の紹介をします。

発達支援



● 実施内容

- ① 家庭や保育所、学校等の所属機関における療育の方針や、具体的な援助の方法等を一緒に考えていきます。
- ② 保育所、学校等の所属機関を訪問し、支援の手立てを考える会議を行います。

就労支援



● 実施内容

就労支援機関との連携を図りながら、以下のことを行います。

- ① 面談で本人の意思を確認し、方向性を検討します。
- ② 就労可能な方は、就労支援機関との連携を図りながら職場適応に向けた助言を行います。
- ③ 職場への適応が難しい方に対し、雇用事業所等からの相談にも応じます。

普及啓発・研修



● 実施内容

- ① 「発達障害」について、障害の正しい理解や支援についての研修会を行います。
- ② ホームページによる情報を提供していきます。

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード





35 あかしユニバーサル歯科診療所

所在地：明石市鷹匠町1番33号 明石市立市民病院敷地内

電話：078-918-5664 FAX：078-918-5665

運営：一般社団法人 明石市歯科医師会



- 実施内容

一般の歯科開業医では治療困難な心身障害者（児）、有病高齢者などの歯科治療及び保健指導を行います。

- 対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人

または、嘔吐反射・歯科恐怖症・有病高齢者等の事由により、一般の歯科医での治療が困難な人

- 診療日等

- ① 診療日（予約制）

月～金曜日 午前9時30分～12時30分 午後1時30分～5時

土曜日 午前9時30分～12時30分

- ② 障害者（児）電話相談

毎週月曜日・火曜日・金曜日 午前10時～12時30分、午後1時30分～4時30分

- 必要なもの

健康保険証、公費負担医療証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、お薬手帳

※ かかりつけ歯科医がおられる場合は、かかりつけ歯科医の紹介状をご持参ください。

アクセス・施設情報



ホームページをご参照ください。

QRコード

